## 静岡県老人福祉施設協議会共同研修等 活動費助成金交付要綱

平成23年3月1日 制定

(目的)

第1条 この要綱は、静岡県老人福祉施設協議会(以下「本会」という。)の会員の施設相互間の連携促進及び施設職員の資質向上を図るため、自主的に、及び共同して研修等(以下「共同研修等」という。)を実施する会員関連の組織、施設及びグループの活動費に対する助成金の交付に関する必要な事項を定める。

(助成の対象事業)

- 第2条 助成の対象事業となる共同研修等は、次の各号に定めるものとする。ただし、第 1号から第3号に規定するものについては、本会の支部の活動として実施される場合及 び同一法人内の施設(又は職員)のみで実施される場合を除く。
  - (1) 複数(原則5以上。以下同じ。)の施設を構成員とする組織が実施する研修会等
  - (2) 自己の施設を含めて複数の施設が参加して実施する施設内の研修会等
  - (3) 複数の施設で構成されるグループで実施する研修会等
  - (4) 国内のブロック単位及び全国規模で開催される会議・研修会への発表者等として の参加
  - (5) その他、本会の運営の目的を達成するうえで会長が必要と認めるもの

(助成の対象経費)

- 第3条 共同研修等に対する助成は、次の各号に定める経費を対象とする。
  - (1) 講師の謝礼(交通費含む。) (2) 会場等の借上料 (3) 材料・消耗品の購入費
  - (4) 参加費(前条第4号の場合に限る。) (5) その他、会長が必要と認めるもの

(1件当たりの助成金の額及び1年度の限度額)

第4条 共同研修等に対する助成金額は、前条各号の一の経費の全部又は一部を合わせて、 1件当たり5万円以内とし、各年度の予算の範囲内で助成する。

ただし、第2条第1項4号については、この限りではない。

(助成金の交付申請及び助成金の交付決定)

- **第5条** 助成を受けようとする施設長(組織又はグループで実施する場合には、そのうちの代表に決められている施設の施設長又はその際に代表に決められた施設長とする。以下同じ。)は、共同研修等を実施する前に、予め共同研修等助成金交付申請書(様式第1号)を提出するものとする。
- 2 前項の提出があった場合には、その都度、申請内容に基づく参加施設数、参加人数、 事業目的、助成金の申請額等についての研修委員会の正副委員長の協議を経、審査の結 果を共同研修等助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとす る。

(助成金の交付請求及び助成事業の報告、発表への協力)

- 第6条 助成金の交付決定を受けた施設長は、共同研修等の終了後、速やかに実施報告書 (様式任意)を添付して共同研修等助成金交付請求書 (様式第3号)を提出するものとする。
- 2 研修委員長は、適宜、理事会等において助成金の交付状況について報告するとともに、 助成を受けた施設長又は施設職員は、会長からの求めに応じて、本会関係の研修会など において当該共同研修等について発表することに協力するものとする。

(委任)

**第7条** この要綱の運用上の疑義については、その都度、研修委員会の正副委員長の協議により決定するものとする。

## 附則

- 1 この要綱は、平成23年3月1日から施行する。
- 2 特養部会施設研修・自主研修等活動費助成要綱(平成21年6月1日)は、廃止する。 廃止日前に特養部会施設研修・自主研修等活動費助成要綱の規定により特養部会長に 対してなされた申請その他の手続きは、それぞれこの要綱の相当の規定によりなされた 申請その他の行為と看做す。

附則

1 この要綱は、平成29年8月24日から施行する。

静岡県老人福祉施設協議会 会 長 石川 三義 様

共同研修等助成金交付申請書

静岡県老人福祉施設協議会共同研修等活動費助成金交付要綱(平成23年3月1日〕の 定めるところにより、下記のとおり、共同研修等の事業の実施を計画しているので、助成 金の交付を申請します。

記

- 1 共同研修等の名称及び実施主体 参加施設数、参加人数など
- 2 共同研修等の目的
- 3 共同研修等の内容
- 4 共同研修等の実施期日
- 5 助成を受けようとする金額及び共同研修等の事業に要する経費の内訳
- 6 その他、共同研修等の参加案内書、会場借用書などの写しの添付

平成 年 月 日

施 設 名 (事業種別)

00000

施設長名 〇〇〇 〇〇〇 様

静岡県老人福祉施設協議会 会 長 石川 三義

共同研修等助成金交付決定通知書

平成○○年○○月○○日付けで交付申請のあった静岡県老人福祉施設協議会共同研修等活動費助成金について、下記のとおり、助成金を交付することを決定したので通知します。

記

- 1 共同研修等の名称 及び実施主体
- 2 助成の対象経費
- 3 今回決定した助成金の額

金 00000 円

## 4 そ の 他

共同研修等の終了後、速やかに、共同研修等助成金交付請求書(様式第3号)の提出 に併せて実施報告書(様式任意)を提出願います。

平成 年 月 日

静岡県老人福祉施設協議会 会 長 石川 三義 様

> > )

## 共同研修等助成金交付請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付決定のあった静岡県老人福祉施設協議会共同研修等活動費助成金について、下記のとおり、共同研修等を実施して事業が終了しましたので、助成金の交付を請求します。

記

- 1 既に決定を受けた助成金の額 金 〇〇〇〇〇 円
- 2 今回請求する助成金の額 金 ○○○○○ 円
- 3 振込先金融機関等

(金融機関名)

(本、支店名)

(口座種別) 普通・当座

(口座番号) NO

(口座名義人)

フリガナ (

4 そ の 他

実施報告書(様式任意)を添付します。